

# 駒ヶ根市民報

No.1329  
2014.10.12  
日本共産党  
駒ヶ根市委員会  
TEL 83-2969

## ・議会基本条例の制定へ ・条例案に意見をお聞かせ下さい

### 駒ヶ根市議会

駒ヶ根市議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成され、同じく市民から選挙で選ばれた市の執行機関である駒ヶ根市長とともに、互いに市民の付託に応える責務を負っています。

本市の意思決定機関である駒ヶ根市議会は、住民自治の実現により、市政の発展並びに市民生活及び福祉の向上に寄与するために次に掲げる二つを推進します。

## 2つの推進

①「開かれた議会」として、市民との情報共有及び市民参加を推進します。

市政が直面する問題等を市民に明らかに示し、議会の議論の中に市民意見を反映する仕組みを構築します。

②「言論の府」及び「立法の

府」として、徹底した議論及び政策提言を行います。

議員間の討議を活性化するとともに、議論を尽くした上で多様な意見を集約し、政策提言及び政策立案を行います。



駒ヶ根市議会では、議会の活性化を図るとともに、2つの推進のため、平成23年9月に「議会機能強化推進検討委員会」を組織して、できることから取り組んできました。

平成24年度までに、市民との議会報告会の実施、一般質問における「一問一答・対面方式」の本格実施、毎月実施を原則と

する資質向上のための「議員研修会」、市民の皆さんに読んで見ていただける「議会だより」などに取り組みました。

### 3つの分科会設置し集約

平成25年度は6月に議会機能強化検討委員会に「議会基本条例検討」「政務活動費検討」「常任・特別委員会検討」の3つの分科会を設置して方向性を集約し、次のとおり議会全員協議会で決定しました。

①議会基本条例は、市議会12月定例会で制定をめざす。

②政務活動費は、さらに検討すべき課題があるため現時点では導入しない。引き続き検討し課題の解決を待つて導入する。

③常任委員会と特別委員会については、今までの予算と決算特別委員会の設置はしないこととし、常任委員会は、今までの2つの委員会から、3つの委員会、「総務委員会」「建設産業委員会」「教育民生委員会」とし、1人の議員が2つの委員会に所属する。以上です。

### 報告会から意見交換会に

なお平成24年に開催した市民の皆さんへの議会報告会は、「市民の皆さんとの意見交換会」と発展させ、平成26年7月1日に実施し、多くの意

見をいただきました。

## 議会基本条例の

### 主な内容の抜粋

#### 目的(第1条)

この条例は、駒ヶ根市議会の基本理念、基本方針その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその権能を発揮し真に市民の付託に応え、もつて市政の発展並びに市民等の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### 基本理念(第4条)

議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成する市の意思決定機関として、その自覚と誇りを持ち、住民自治の考えを基本に真の地方自治の実現に全力を挙げるものとする。

#### 基本方針(第5条)

議会は、前条に規定する基本理念に従い、次の各号に掲げる基本方針を確実に実現するものとする。

(1) 議会及び市政について、市民との情報共有を図ること。

(2) 議会活動の諸場面において、市民参加を推進すること。

(3) 議員間の討議を大いに活性化し、政策提言及び政策立案を行うこと。

## 議員の活動原則(第7条)

議員は、市民の付託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

議員は、市民の多様な意思を的確に把握し、必要な政策提言及び政策立案を行うとともに、議会活動について市民に対して説明に努めなければならない。

以上が主な内容です。

条例案は27条からなり、施行期日は来年市議会議員の改選後の4月30日です。

## パズリック

### コメント

市議会では、「駒ヶ根市議会基本条例(素案)」をとりまとめました。

この条例案に対して市民の皆さんから、ご意見を募集します。

条例案は、駒ヶ根市ウェブサイトに掲載した条例案をご覧ください。

パズリックコメントの手続きについては議会事務局にお問い合わせ下さい。

所定の用紙に記入して、持参するかFAXまたは電子メール、郵送で提出して下さい。締切りは11月10日です。